

強制執行申立てにかかる費用を一部助成します

令和7年6月よりひとり親家庭の生活の安定や子どもの健やかな成長のために、
令和7年4月1日以後に行った養育費を確保するための強制執行申立て等にかかる費用を一部助成します。

対象者

申請時において以下の要件をすべて満たす方

- 01 世田谷区内にお住まいのひとり親
- 02 養育費の支払に関する債務名義を取得している
- 03 養育費の取り決めの対象となる子を現に扶養している
- 04 助成対象となる経費を負担している又は法テラス立替金の支払い義務がある
- 05 過去に同一の子を対象として同助成金の交付を受けていない

※法テラス立替金の免除となっている場合は助成対象外

▼詳細はこちらから



	助成対象経費		上限額
着手金等	弁護士等が養育費の確保に係る事案を受任する際に発生する費用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 着手金 ○ 相談料 ○ 書類作成報酬 	10万円
実費	未払い養育費の回収を目的とした強制執行申立て等を行うための経費 *強制執行のために必要な財産開示手続及び第三者からの情報取得手続の申立てを含む	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申立てにかかる収入印紙代 ○ 民事執行予納金 ○ 裁判所に提出する添付書類（戸籍謄本等）の取得費用 ○ 裁判所に提出する郵便切手代 	5万円

*令和7年4月1日以後に行った強制執行申立て等に係る費用のうち、同日以後に支払った費用のみ対象



助成を受けるには 区への事前相談が必要です。

- *R7.4.1~5.31までの間に助成対象経費に係る手続（弁護士契約等）をされた方は事前相談不要
- *事前相談の詳細は裏面記載

01 自身で申立てを行う場合 〈強制執行の申立て等の準備前に事前相談実施〉



02 弁護士等へ申立てを依頼する場合 〈弁護士等との契約前に事前相談実施〉



助成の流れ

区への事前相談

強制執行の申立て等の準備もしくは弁護士等との契約を行う前※に事前相談が必要です。
対象者要件の確認や、申請方法などの事業内容について説明をさせていただきます。
お電話で相談日時の予約をお願いします。相談にかかる所要時間は30分程度です。

※強制執行の申立て等準備前：自身で申立てを行う場合
弁護士等との契約前：弁護士等へ申立てを依頼する場合

01 予約

相談日時の予約が必要です。
相談日は第3希望日までご用意ください。

- 相談日時
予約可能日：月曜日～金曜日（土・日・祝・年末年始を除く）
予約可能時間：9時から17時まで(12時から13時を除く)の内30分
- 予約方法
子ども家庭課子ども子育て支援担当（03-5432-2569）へ
お電話ください。
- 連絡内容
① 氏名
② 希望日時（第3希望日まで）
③ 日中につながる電話番号

02 相談

債務名義を持参のうえ、
予約時間に世田谷区役所へお越しください。

- 持ち物
債務名義 *公正証書又は家庭裁判所で作成した
調停調書・審判書・判決書等
- 相談時間
30分程度
- アクセス
世田谷区世田谷4-22-33 世田谷区役所西棟3階（304窓口）
子ども・若者部 子ども家庭課 子ども・子育て支援担当

交付申請

申請期限 強制執行の申立てが決定した日の翌日から起算して **6ヶ月以内**

申請方法 電子申請 又は 郵送
*詳細は事前相談時にご案内いたします。

令和7年4月1日から5月31日までに助成対象経費に係る手続（弁護士契約等）をされた方へ
事前相談不要で、交付申請が可能です。
申請期限は、強制執行の申立てが決定した日により異なります。
交付申請の詳細は、表面二次元コードよりご確認ください。

養育費に関する事業紹介

養育費相談会

区の家庭相談員による
講演及び個別相談会



離婚前後の親支援講座

離婚時の取り決め等に
関しての講座



公正証書作成等費用の助成

養育費の取り決めに関する
公正証書作成等の費用を
一部助成



- 問合せ先 -

世田谷区 子ども・若者部 子ども家庭課 子ども・子育て支援担当

TEL：03-5432-2569 FAX：03-5432-3081